

浜松市排水設備設置義務免除取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、浜松市排水設備設置義務免除取扱要綱(平成23年11月1日施行。以下「要綱」という。)第17条の規定に基づき、免除及びこれに伴う許可に関し必要な事項を次のとおり定める。

(管理者が定める免除の下水範囲)

第2条 要綱第3条第2号に規定する、管理者が雨水と同程度以上に清浄であると認める下水は、湧水、屋外水泳用プールの残留塩素を除去した排水、魚介類の活かし水その他これらに類するもので、有機物又は無機物による汚染がない排水であること。

(管理者が定める免除の要件基準)

第3条 要綱第4条第1項第1号に規定する、管理者が別に定める水質の基準は、免除排水放流基準(別表1)のとおりとする。

2 要綱第4条第1項第2号に規定する、相当の期間は1年間とする。ただし、管理者が必要と認めるときは、その期間を短縮することができる。

3 要綱第4条第1項第3号に規定する、支障がないと認められるものは、次のとおりとする。

(1) 当該公共用水域の河川管理者及び所轄管理者等から土地の占用、放流許可を受けているもの。

(2) 前号のほか管理者が指定する公共用水域においては、指定する団体、自治会等の了承を得ているもの。

(3) 当該公共用水域の機能が将来にわたって確保されているもの。

(4) 次に掲げる法令に基づく行政処分を過去5年以内に受けていないこと。

ア 水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)

イ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)

ウ 下水道法(昭和33年法律第79号)

エ 浜松市下水道条例(昭和37年浜松市条例第21号)

オ 静岡県生活環境の保全等に関する条例(平成10年静岡県条例第44号)

カ その他法令(排水若しくは水質に関する事項に限る)

(5) 前各号に掲げるもののほか、管理者が必要と認める事項。

4 要綱第4条第1項第6号に規定する、管理体制が整備されていることとは、工場又は事業場に要綱第4条第1項第1号にかかる専従の水質管理責任者を配置し、放流設備、測定装置などを組織的に管理運営できる業務体系であるもの。

(管理者が認める免除の申請)

第4条 要綱第5条第2項に規定する、管理者が特段に認めるものは、湧水、グラウンド等への散水、樹木又は芝等への灌水その他これらに類するもの。

(管理者が定める免除の条件基準)

第 5 条 要綱第 6 条第 1 号に規定する、管理者が別に定める項目及び頻度の水質試験は、免除排水管理点検基準 (別表 2) のとおりとする。

(免除の申請に伴う免除要件の確認)

第 6 条 要綱第 4 条に規定する確認は、免除を受けようとする者と協議し、必要に応じ条件を付して実施する。

(雑則)

第 7 条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、管理者が定める。

附 則

この要領は、平成 2 3 年 1 1 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 2 6 年 1 2 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 2 7 年 1 0 月 2 1 日から施行する。

別表1 (第3条関係)

免除排水放流基準

水質項目		対象水域	天竜・馬込川水域	浜名湖水域
有害物質等	カドミウム及びその化合物		0.03	0.002
	シアン化合物		1	0.2
	有機燐化合物		1	0.1
	鉛及びその化合物		0.1	0.1
	六価クロム化合物		0.5	0.1
	砒素及びその化合物		0.1	0.001
	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物		0.005	0.005
	アルキル水銀化合物		検出されないこと	検出されないこと
	ポリ塩化ビフェニル		0.003	0.003
	トリクロロエチレン		0.1	0.1
	テトラクロロエチレン		0.1	0.1
	ジクロロメタン		0.2	0.2
	四塩化炭素		0.02	0.02
	1,2-ジクロロエタン		0.04	0.04
	1,1-ジクロロエチレン		1	1
	シス-1,2-ジクロロエチレン		0.4	0.4
	1,1,1-トリクロロエタン		3	3
	1,1,2-トリクロロエタン		0.06	0.06
	1,3-ジクロロプロペン		0.02	0.02
	チウラム		0.06	0.06
	シマジン		0.03	0.03
	チオベンカルブ		0.2	0.2
	ベンゼン		0.1	0.1
	セレン及びその化合物		0.1	0.1
	ほう素及びその化合物		10	10
	ふつ素及びその化合物		8	8
	1,4-ジオキサン		0.5	0.5
アンモニア性窒素・亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素 (NH ₄ -N類)		100	100	
ダイオキシン類(pg-TEQ/L)		10	10	
環境項目等	色度		20	20
	温度		30	30
	残留塩素		1	1
	水素イオン濃度 (pH)		5.8以上8.6以下	5.8以上8.6以下
	生物化学的酸素要求量 (BOD)		15 [10]	10 [5]
	化学的酸素要求量 (COD)		15 [10]	10 [5]
	浮遊物質 (SS)		15 [10]	5 [3]
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量		5	5
	窒素含有量		-	5
	炭含有量		-	1
	フェノール類		5	5
	鉄及びその化合物 (溶解性)		10	10
	マンガン及びその化合物 (溶解性)		10	10
	銅及びその化合物		3	3
	亜鉛及びその化合物		2	2
	クロム及びその化合物		2	2
	ニッケル		2	2
大腸菌群数		[600]	[600]	

(備考)

- 1 単位は、色度:度、温度:度、pH:水素イオン指数、ダイオキシン類:pg-TEQ/L、大腸菌群数:1ミリリットル中の個数(個/mL)とする。それ以外は、排水1リットル中のミリグラム量(mg/L)とし、BOD値は5日間の消費量(mg/L)とする。また、数値は最大値を表すものとする。
- 2 排水量・業種による区分を設けず全ての排水に適用する。
- 3 CODについては、直接海域や湖沼に放流する場合に適用する。
- 4 印のある項目については、水質汚濁防止法その他関連法令により、より厳しい基準がかかる場合はその基準を適用す
- 5 BOD、COD、SS、大腸菌群数における[]内の基準は、日間平均値を示す。
- 6 日間平均値を定める項目については、最大値だけでなく日間平均値の基準を満たすことを許可の要件とする。
- 7 日間平均値の採水回数は、工場事業場の一日の作業時間内に三回以上行うことを原則とし、一日のコンポジットサンブラーにより採水が可能な場合には、この試料について分析してもよいものとする。

別表2 (第5条関係)

免除排水管理点検基準

排水の種類	公共水域名	項目	測定頻度	
要綱第3条第2項に定めるもの	浜名湖水域を含む全ての水域	水素イオン濃度 (pH)	更新時	
		生物化学的酸素要求量 (BOD)		
		浮遊物質 (SS)		
	窒素含有量			
	浜名湖水域	燐含有量		
要綱第3条第3項及び第4項に定めるもの	浜名湖水域を含む全ての水域	機械類の監視	2回/日(操業・終業時)	
		外観	1回/日	
		温度		
		残留塩素		
		水素イオン濃度 (pH)		
		カドミウム及びその化合物	1回/月	
		シアン化合物		
		有機燐化合物		
		鉛及びその化合物		
		六価クロム化合物		
		砒素及びその化合物		
		水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物		
		アルキル水銀化合物		
		ポリ塩化ビフェニル		
		トリクロロエチレン		
		テトラクロロエチレン		
		ジクロロメタン		
		四塩化炭素		
		1,2-ジクロロエタン		
		1,1-ジクロロエチレン		
		シス-1,2-ジクロロエチレン		
		1,1,1-トリクロロエタン		
		1,1,2-トリクロロエタン		
		1,3-ジクロロプロペン		
		チウラム		
		シマジン		
		チオベンカルブ		
		ベンゼン		
		セレン及びその化合物		
		ほう素及びその化合物		
		ふっ素及びその化合物		
		1,4-ジオキサン		
		アンモニア性窒素・亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素 (NH ₄ -N類)		
		生物化学的酸素要求量 (BOD)		
		化学的酸素要求量 (COD)		
		浮遊物質 (SS)		
		ホルマリン抽出物質含有量		
		フェノール類		
		鉄及びその化合物 (溶解性)		
		マンガン及びその化合物 (溶解性)		
		銅及びその化合物		
		亜鉛及びその化合物		
		クロム及びその化合物		
		ニッケル		
		大腸菌群数		
		ダイオキシン類 (pg-TEQ/L)	1回/月	
		浜名湖水域	窒素含有量	2回/月
			燐含有量	

(備考)

- 1 要綱第3条第3項及び第4項に定める排水の水質の際は、基準値の1/2を管理目標値とする。
- 2 排水の種類に係らず、浜名湖水域の場合は他の項目に加えて窒素含有量と燐含有量を測定する。
- 3 測定を行う項目については、事業場における薬品の使用の状況等を基に、水道事業及び下水道事業管理者と協議のうえ決定するものとする。